

[事案 2022-345] 入院等給付金支払請求

・令和5年7月13日 裁定打切り

<事案の概要>

契約時から認識していた保障内容を前提とした給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年7月に契約した医療保険について、心不全等を原因とした入院・手術に対し、入院日額3,000円を前提とした入院・手術給付金でなく、契約時から認識していた入院日額10,000円を前提とした入院・手術給付金と外来費を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、設計書等を用いて、入院日額3,000円の契約であることを説明している。
- (2) 申立人は、申込内容や意向確認書等の内容を確認した上で署名等を行い、告知等も行っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は申立人の主張内容や契約時の状況等を申立人への事情聴取によって明らかにする必要があるところ、申立人が逝去したことにより、審理を行うことができない状態になったため、裁定手続を打ち切ることにした。